

穴水町小規模事業者応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内で事業を行う小規模事業者（以下、「事業者」という。）が、穴水町商工会（以下、「商工会」という。）の支援を受け作成した経営計画に基づき取り組む事業のうち、店舗改修、設備投資、デジタル機器初期投資に要する費用の一部を補助することにより、事業者の持続的な経営を支援し、産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業：常時雇用する従業員数が、卸売業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)小売業においては5人以下、製造業・サービス業(宿泊業・娯楽業)・その他の業種においては20人以下で行っている事業
- (2) 小規模事業者：第1号に規定する事業を営む者
- (3) 増築・改築・改修：別表1に掲げる工事
- (4) 設備投資：事業の拡大、生産効率の向上、サービスの向上等を目的として、事業者が自ら行う事業活動に用いる資産（施設及び別棟の倉庫の用に供されるものを除く。）を取得すること
- (5) デジタル機器：キャッシュレス化やWi-fi環境の整備など、事業のデジタル化を推進するための資産
- (6) 耐用年数：機械設備や建物などの固定資産が使用できる期間として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた年数
- (7) 店舗：不特定多数の顧客が訪問して対面で直接的に物品やサービスを購入したり、設備を利用したりするための建物及び区画。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。また、別表2に該当する事業者は補助対象外とする。

- (1) 町内で同一事業をすでに5年以上営んでいる事業者であること。
- (2) 商工会の会員であること。
- (3) 改修及び設備投資後も事業所として、5年以上営業を継続すること。
- (4) 商工会の相談支援を受け作成した経営計画に基づいて実施する事業であること。
- (5) 町税等の滞納がない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者であること。法人の場合は、役員及び社員が暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 店舗の改修

- (2) 事業の拡大、生産効率の向上、サービスの向上等が図られる設備投資
- (3) 事業のデジタル化に必要となるデジタル機器導入等に要する初期投資
- 2 この補助金と補助対象費用を重複して、他の公的な補助金又はそれに類する交付金等の交付を受けていないもの。
- 3 補助対象事業が属する年度の3月31日までに完了(業者への支払い等を含む)すること。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項第1号については、店舗の増築、改築、改修に要する費用を補助対象とする。
- (2) 前条第1項第2号については、新たな機械の購入費及び既存設備の更新(感染症対策等)に要する費用を補助対象とし、耐用年数経過等による同等の規格設備への取替え及び補助対象事業以外に供することができる設備等の購入費用は補助対象外とする。
- (3) 前条第1項第3号については、事業のデジタル化を推進する機器の購入及び設置に要する初期費用を補助対象とし、デジタル機器の維持や運用に要する費用は補助対象外とする。
- 2 前項第1号及び第2号に要する費用は、消費税及び地方消費税等相当額を除き、50万円以上のものとする。
- 3 第1項第3号に要する費用は、最低額の制限を設けないものとする。
- 4 同一小規模事業者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金額は、補助対象費用に応じそれぞれ次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号については、補助対象工事等に要する費用の2分の1に相当する額とし、それぞれ50万円を限度とする。
- (2) 第4条第1項第3号については、補助対象工事等に要する費用の3分の2に相当する額とし、50万円を限度とする。
- (3) 前2項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、穴水町小規模事業者応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、改修等の開始前に町長に提出し、交付の決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 見積書の写し(内訳明細が分かるもの)
- (3) 工事個所の内容が分かる図面及び写真等
- (4) 商工会の相談支援を受けて作成した経営計画書
- (5) 商工会の意見書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審

査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、穴水町小規模事業者応援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を穴水町小規模事業者応援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が前条の交付決定内容の変更等を行う場合、交付決定者は、あらかじめ穴水町小規模事業者応援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の申請があった場合は内容を審査し、その結果を穴水町小規模事業者応援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書兼穴水町小規模事業者応援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、穴水町小規模事業者応援事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象費用を支払ったことが分かる書類（内訳の分かるもの）
- (2) 事業が完了したことが分かる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、穴水町小規模事業者応援事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の確定通知書を受けた補助事業者は、穴水町小規模事業者応援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 補助要綱の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の申請に虚偽その他の不正があったとき
- (2) 補助事業終了後、5年以内に恣意的に事業を廃業したとき
- (3) 当該補助対象事業箇所を第5条に規定する事業の用に供していないとき

(4) 本町に住所、所在地を有しなくなったとき

(5) 町税等を滞納したとき

(6) 反社会的な活動、その他の社会通念に照らし不適當な行為をしたとき

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の返還を要しない。

(1) 次の全ての要件を満たす事業承継、経営形態変更等

ア この補助金に関する権利義務を事業承継者、新経営体等が引き継ぐこと

イ 事業承継者、新経営体等の住所・所在地が本町であること

ウ 事業継承者が第3条に規定する要件を満たすこと

(2) その他やむを得ない事情によると町長が認めるもの

(本事業の実施期間)

第14条 本事業の実施期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 4 号関係)

工事の種類	内 容
増築工事	既存店舗部分のない場所に新たに店舗部分を建築する工事
改築工事	既存店舗部分の一部を取り壊し、その場所に店舗部分を改めて建築する工事
改修工事	1 店舗の耐久性を高める工事
	(1) 基礎、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内装、天井等の工事
	(2) 塗装工事
	(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事
	(4) その他耐久性を高める工事
	2 店舗の安全性又は防火上必要な工事
	(1) 柱、梁等について有効な補強を行う工事
	(2) 筋かい、火打ち等による補強工事
	(3) 外壁を防火構造とする改修等、防火性能を高める工事
	(4) 屋根を不燃材で葺き替える等の工事
	(5) 避難設備、防火設備又は換気設備等の工事
	(6) 段差解消、スロープ等の設置又は改修工事
	(7) バリアフリー構造上必要な店舗前及び駐車場の舗装工事
	(8) その他安全上又は防災上必要な工事
	3 店舗機能の向上を図るための工事又は店舗の衛生上必要な工事等
	(1) 床材、内壁又は天井の貼り替え、内装の塗装工事
	(2) 扉の交換工事
	(3) ドアの電動化工事
	(4) 店舗間仕切りの変更等の模様替えを行う工事
	(5) 看板又はオーニング（日よけ）の修復及び設置工事
	(6) 厨房等の改修工事
	(7) 給排水及び衛生設備工事
	(8) 空調設備工事
	(9) 環境負荷低減に資する工事（断熱による省力化や CO2 削減による環境への配慮等を目的とした工事をいう。）
対 象 外	1 次のものは対象費用に含まない
	(1) 庭、花壇、塀等の外構工事に要した費用
	(2) 太陽光発電設備に要する費用
	(3) 修理及び修繕にかかる費用
	(4) 事務機器及び車両の購入費用

別表 2（第 3 条関係）

1 補助対象外とする業種（平成 25 年 10 月改定「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの）
- (2) 漁業（大分類 B に含まれるもの）
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業（大分類 C に含まれるもの）
- (4) 運輸業、郵便業（大分類 H に含まれるもの）
- (5) 金融業、保険業（大分類 J に含まれるもの）
- (6) 不動産業、物品賃貸業（大分類 K に含まれるもの）
- (7) 以下のサービス業等

ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業

イ 興信所（細分類 7291 に含まれるもの）

ウ 易断所、歓相業（細分類 7999 に含まれるもの）

エ 娯楽業（中分類 80 に含まれるもの）

キ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。細分類 9299 に含まれるもの）

ク 政治・経済・文化団体（中分類 93 に含まれるもの）

ケ 宗教（中分類 94 に含まれるもの）

2 補助対象外とする事業

- (1) 公序良俗等の観点から補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業